

# 経済産業省

20200213保局第2号

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年2月28日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）  
等の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718保局第1号）及び一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について（20180323保局第12号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)等の一部を改正する規程

- 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)(20170718 保局第 1 号)..... 1
- 一般高圧ガス保安規則第6条第1項第 11 号等の規定による試験を行う者及び同項第 13 号等の規定による製造を行う者の認定等について(20180323 保局第 12 号)..... 4

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718 保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前						
<b>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</b>	<b>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</b>						
制定 20170718 保局第1号 平成29年 7月25日	制定 20170718 保局第1号 平成29年 7月25日						
改正 20171102 保局第2号 平成29年11月15日	改正 20171102 保局第2号 平成29年11月15日						
20180323 保局第4号 平成30年 3月30日	20180323 保局第4号 平成30年 3月30日						
20181105 保局第1号 平成30年11月14日	20181105 保局第1号 平成30年11月14日						
20181210 保局第1号 平成30年12月27日	20181210 保局第1号 平成30年12月27日						
20181225 保局第2号 平成31年 1月11日	20181225 保局第2号 平成31年 1月11日						
20190308 保局第1号 平成31年 3月15日	20190308 保局第1号 平成31年 3月15日						
20190325 保局第1号 平成31年 3月29日	20190325 保局第1号 平成31年 3月29日						
20190418 保局第1号 平成31年 4月22日	20190418 保局第1号 平成31年 4月22日						
20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日	20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日						
20191021 保局第1号 令和 元年11月12日	20191021 保局第1号 令和 元年11月12日						
20191206 保局第1号 令和 元年12月20日	20191206 保局第1号 令和 元年12月20日						
<u>20200213 保局第2号 令和 2年 2月28日</u>							
(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について	(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について						
第64条関係	第64条関係						
[略]	[略]						
<u>第2項第5号中「圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造に関する講習（当該講習を適切に実施することができる者が行うものに限る。）」とは、次に掲げる要件に適合する講習とする。</u>	[新設]						
<u>(1) 講習を実施する者は、以下の要件を全て満たしていること。</u>							
① <u>圧縮水素スタンドの保安に関する講演又は講習を適切に開催した実績がある法人</u>							
② <u>講習を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力がある法人</u>							
③ <u>法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当しない法人</u>							
④ <u>役員のうち、法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいない法人</u>							
<u>(2) 講習を実施する者は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について、それぞれ同表右欄に掲げる講習時間以上の講習を行う。</u>							
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">範囲</th> <th style="text-align: center;">講習時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>圧縮水素スタンドの保安に関する知識</u></td> <td style="text-align: center;"> <u>・水素に関する知識</u>  <u>・圧縮水素スタンドの保安に関する法令・技術基準</u> </td> <td style="text-align: center;"><u>6時間</u></td> </tr> </tbody> </table>	科目	範囲	講習時間	<u>圧縮水素スタンドの保安に関する知識</u>	<u>・水素に関する知識</u> <u>・圧縮水素スタンドの保安に関する法令・技術基準</u>	<u>6時間</u>	
科目	範囲	講習時間					
<u>圧縮水素スタンドの保安に関する知識</u>	<u>・水素に関する知識</u> <u>・圧縮水素スタンドの保安に関する法令・技術基準</u>	<u>6時間</u>					

	<u>・圧縮水素スタンドの設備構成と安全装置</u>	
<u>圧縮水素スタンドの保安管理技術</u>	<u>・保安監督者の職務</u> <u>・運転管理に関すること</u> <u>・設備管理に関すること</u> <u>・点検と法定検査</u>	<u>4時間</u>
<u>圧縮水素スタンドの非常時・緊急時対応</u>	<u>・事故・トラブル事例研究</u> <u>・非常時対応</u> <u>・緊急時対応</u>	<u>5時間</u>
<u>実習</u>	<u>・圧縮水素スタンドを構成する機器の機能と役割</u> <u>・車両への水素の充填作業</u> <u>・圧縮水素スタンドへの水素の受入作業</u> <u>・点検と法定検査の方法</u> <u>・非常時・緊急時訓練</u>	<u>15時間</u>

- (3) 講習の講師は、(2)に掲げる表の科目に応じて専門的な知識経験を有する者であること。
- (4) 講習を実施する者は、(2)に掲げる講習を受けた者に対して、その講習に係る修了検定を行うこと。
- (5) 講習を実施する者は、(2)に掲げる講習を受け、かつ、(4)に掲げる修了検定に合格した者に対して、講習修了証を交付すること。講習修了証は、講習実施機関名、受講者氏名、生年月日、受講期日及び講習を修了した旨その他必要な事項を記載すること。
- (6) 講習を実施する者は、講習の施行の場所及び期日その他当該講習に関し必要な事項並びに(1)から(5)までに掲げる要件を満たす講習である旨を、あらかじめ、公示すること。

**(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について**

第23条関係

[略]

第2項第5号中「圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造に関する講習（当該講習を適切に実施することができる者が行うものに限る。）」とは、次に掲げる要件に適合する講習とする。

- (1) 講習を実施する者は、以下の要件を全て満たしていること。
- ① 圧縮水素スタンドの保安に関する講演又は講習を適切に開催した実績がある法人
  - ② 講習を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力がある法人
  - ③ 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当しない法人
  - ④ 役員のうち、法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいない法人
- (2) 講習を実施する者は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について、それぞれ同表右欄に掲げる講習時間以上の講習を行う。

<u>科目</u>	<u>範囲</u>	<u>講習時間</u>
-----------	-----------	-------------

**(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について**

第23条関係

[略]

[新設]

<u>圧縮水素スタンドの保安に関する知識</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>水素に関する知識</u></li> <li>・ <u>圧縮水素スタンドの保安に関する法令・技術基準</u></li> <li>・ <u>圧縮水素スタンドの設備構成と安全装置</u></li> </ul>	<u>6時間</u>	
<u>圧縮水素スタンドの保安管理技術</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保安監督者の職務</u></li> <li>・ <u>運転管理に関すること</u></li> <li>・ <u>設備管理に関すること</u></li> <li>・ <u>点検と法定検査</u></li> </ul>	<u>4時間</u>	
<u>圧縮水素スタンドの非常時・緊急時対応</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>事故・トラブル事例研究</u></li> <li>・ <u>非常時対応</u></li> <li>・ <u>緊急時対応</u></li> </ul>	<u>5時間</u>	
<u>実習</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>圧縮水素スタンドを構成する機器の機能と役割</u></li> <li>・ <u>車両への水素の充填作業</u></li> <li>・ <u>圧縮水素スタンドへの水素の受入作業</u></li> <li>・ <u>点検と法定検査の方法</u></li> <li>・ <u>非常時・緊急時訓練</u></li> </ul>	<u>15時間</u>	

(3) 講習の講師は、(2)に掲げる表の科目に応じて専門的な知識経験を有する者であること。

(4) 講習を実施する者は、(2)に掲げる講習を受けた者に対して、その講習に係る修了検定を行うこと。

(5) 講習を実施する者は、(2)に掲げる講習を受け、かつ、(4)に掲げる修了検定に合格した者に対して、講習修了証を交付すること。講習修了証は、講習実施機関名、受講者氏名、生年月日、受講期日及び講習を修了した旨その他必要な事項を記載すること。

(6) 講習を実施する者は、講習の施行の場所及び期日その他当該講習に関し必要な事項並びに(1)から(5)までに掲げる要件を満たす講習である旨を、あらかじめ、公示すること。

**(8) 特定設備検査規則の運用及び解釈について**

**(8) 特定設備検査規則の運用及び解釈について**

第14条関係

第14条関係

(1) 第8項中「 $t_2$ 合せ材の厚さ」については、合せ材を強度部材として考慮しない場合には零とする。

第8項中「 $t_2$ 合せ材の厚さ」については、合せ材を強度部材として考慮しない場合には零とする。

(2) 第9項中「適切な方法」とは、KHKS 0225(2019)圧縮水素蓄圧器用複合圧力容器に関する基準の5.3.4に基づく方法をいう。

[新設]

第17条の3関係

[新設]

(1) 「解析」とは、KHKS 0220(2016)超高压ガス設備に関する基準に基づく強度解析、疲労解析及び破壊力学評価又はこれと同等の手法を用いた設計をいう。

(2) 「適切な値」とは、(1)の手法に応じた許容応力等の値をいう。

○一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について（20180323 保局第12号） 新旧対照表  
 （改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

改 正 後	改 正 前
<b>一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について</b>	<b>一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について</b>
制定 20180323 保局第12号 平成30年 3月30日 改正 20190606 保局第 1号 令和 元年 6月14日 <u>20200213 保局第 2号 令和 2年 2月28日</u>	制定 20180323 保局第12号 平成30年 3月30日 改正 20190606 保局第 1号 令和 元年 6月14日
様式第1 [略] 注1.～4. [略] 5. <u>圧縮水素スタンド又は移動式圧縮水素スタンドで使用する機器にあつては、その旨を備考欄に記載すること。また、圧縮水素スタンド又は移動式圧縮水素スタンドで使用する機器であつて、常用の圧力が20MPa以下の圧縮水素が通る部分又は常用の圧力が1MPa未満の液化水素が通る部分に使用する機器にあつては、その旨を併せて記載すること。</u> (備考) [略]	様式第1 [略] 注1.～4. [略] 5. 圧縮水素スタンド又は移動式圧縮水素スタンドで使用する機器にあつては、その旨を備考欄に記載すること。 (備考) [略]